

敦賀市潜在介護人材再就職支援助成事業実施要綱

(目的)

第1条 敦賀市潜在介護人材再就職支援助成金（以下「助成金」という。）は、過去に介護サービス事業所における勤務経験を有しており、1年以上介護サービス事業所に就労していない者が、市内の介護サービス事業所において6か月以上勤務した場合に助成金を交付することにより、介護人材の安定的な確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「介護職員初任者研修」とは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。

2 この要綱において「介護サービス事業所」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス又は同条第26項に規定する施設サービスを提供する事業所をいう。

3 この要綱において「介護職員」とは、利用者に直接介護サービスを提供する職員をいう。

(助成対象者及び助成金の額)

第3条 助成金交付の対象者の要件は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

(1) 次のいずれかの資格取得後に介護サービス事業所において1年以上の実務経験がある者

ア 介護福祉士

イ 介護福祉士実務者研修

ウ 介護職員初任者研修

エ 旧制度におけるイ・ウに相当する資格

(介護職員基礎研修、ホームヘルパー1級、ホームヘルパー2級)

(2) 令和3年4月1日以降に市内の介護サービス事業所に正規雇用職員として再就職し、同一事業所において6か月以上継続して介護職員の業務に従事している者

(3) 介護サービス事業所からの離職から再就職までに1年以上経過している者

(4) 市内に住所を有する者

(5) 市税を滞納していない者

(6) 過去に本事業による助成を受けていない者

2 助成金の額は、5万円とする。

3 助成金の額の総額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める額を限度とする。

(助成金の交付申請)

第4条 申請者は、介護サービス事業所における就労が6か月を経過した以後に、次項の規定により交付申請を行うものとする。ただし、本事業が終了する年度においては、当該年度の3月31日を申請の期限とする。

2 助成金の交付を受けようとする者は、敦賀市潜在介護人材再就職支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 在職証明書（様式第2号）

- (2) 第3条第1号の資格を有することを証明する書類の写し
- (3) 債権者登録変更申請書（敦賀市に債権者登録を行っている場合は不要とする）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第5条 市長は、前条の助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定したときは、申請者に対し、敦賀市潜在介護人材再就職支援助成金交付決定通知書（様式第3号）により、助成金の交付をしないことを決定したときは敦賀市潜在介護人材再就職支援助成金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（助成金の交付）

第6条 市長は、前条第2項の規定により助成金の交付の決定をした時は、速やかに助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付は、申請者本人名義の口座へ、口座振替の方法により行うものとする。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第7条 市長は、第6条の規定による交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すとともに、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部または一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき
- (2) その他市長が相当の理由があると認めるとき

2 市長は、前項の規定による取り消しをしたときは、申請者に敦賀市潜在介護人材再就職支援助成金交付決定取消通知書（様式第5号）により速やかに通知しなければならない。

（延滞金）

第8条 申請者は、助成金の返還を命じられた場合において、これを納期限までに納付しなかったときは、敦賀市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和51年敦賀市条例第9号）第3条の規定により算出した延滞金を市に納付しなければならない。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、前項の延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。